

岩手県告示第 425 号

県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示

県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（昭和 56 年岩手県告示第 412 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課長 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する室の担当課長及び同章に規定する課の長、議会議務局総務課長、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する課及び室の長、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条及び第19条に規定する課の長、医療局管理課総括課長並びに企業局経営総務室管理担当課長並びにこれらの職と同等にあると認められる者をいう。</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 申請書は、主たる営業所の所在地が県内にある者にあつては所管地方振興局長を経由して、主たる営業所の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。</p> <p>(地方競争入札審議会)</p> <p>第15条 次の各号に掲げる県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「地方競争入札審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 設計額1億円未満 当該地方振興局企画総務部の管理入札課長又は支出入札課長（管理入札課長又は支出入札課長に事故があるときは、地方振興局の企画総務部長が指名する者）が主宰し、当該地方振興局の所管区域内に所在する地方公所の職員で、地方振興局の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから地方振興局企画総務部長がその都度指名する職員4人以上が出席して行う</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課長 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する室の担当課長及び同章に規定する課の長、議会議務局総務課長、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する室及び課の長、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条及び第19条に規定する課の長、医療局管理課総括課長並びに企業局経営総務室管理担当課長並びにこれらの職と同等にあると認められる者をいう。</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 申請書は、主たる営業所の所在地が県内にある者にあつては所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局（以下「広域振興局等」という。）の長を経由して、主たる営業所の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。</p> <p>(地方競争入札審議会)</p> <p>第15条 次の各号に掲げる県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「地方競争入札審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 設計額1億円未満 当該広域振興局の総務部入札課長若しくは総合支局地域支援部総務入札課長又は地方振興局企画総務部の管理入札課長若しくは支出入札課長（入札課長若しくは総務入札課長又は管理入札課長若しくは支出入札課長に事故があるときは、広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長が指名する者）が主宰し、当該広域振興局等の所管区域内に所在する</p>

会議

(2) 設計額 1 億円以上 2 億5,000万円未満 当該地方振興局企画総務部長（地方振興局企画総務部長に事故があるときは、地方振興局長が指名する者）が主宰し、当該地方振興局の所管区域内に所在する地方公所の職員で、地方振興局の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから地方振興局企画総務部長がその都度指名する職員 4 人以上が出席して行う会議

(3) 設計額 2 億5,000万円以上 5 億円未満 当該地方振興局長（地方振興局長に事故があるときは、地方振興局企画総務部長）が主宰し、企画総務部長、農林部長（農政部及び林務部を置く地方振興局にあつては、農政部長及び林務部長）、水産部長（水産部を置く地方振興局に限る。）、土木部長（土木事務所を置く地方振興局にあつては、土木部長又は土木事務所長）及び当該地方振興局の所管区域内に所在する関係地方公所の長が出席して行う会議

（準用規定等）

第17条 第12条、第13条及び第14条第2項から第5項までの規定は、地方振興局企画総務部長が指名競争入札に付する場合の参加者の指名、最低価格入札者以外の者を落札者とするのできる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について、第13条並びに第14条第2項第2号から第4号まで及び第3項から第5項までの規定は、地方振興局長又は地方振興局企画総務部長が条件付一般競争入札に付する場合の最低価格入札者以外の者を落札者とするのできる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について準用する。この場合において、第14条第2項から第5項までの規定中「競争入札審議会」とあるのは、「地方競争入札審議会」と読み替えるものとする。

地方公所の職員で、広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長がその都度指名する職員 4 人以上が出席して行う会議

(2) 設計額 1 億円以上 2 億5,000万円未満 当該広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長（広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長に事故があるときは、広域振興局の副局長若しくは総合支局長又は地方振興局長が指名する者）が主宰し、当該広域振興局等の所管区域内に所在する地方公所の職員で、広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長がその都度指名する職員 4 人以上が出席して行う会議

(3) 設計額 2 億5,000万円以上 5 億円未満 当該広域振興局の副局長若しくは総合支局長又は地方振興局長（広域振興局の副局長若しくは総合支局長又は地方振興局長に事故があるときは、広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長）が主宰し、総務部長、地域支援部長又は企画総務部長、農林部長（農政部及び林務部を置く地方振興局にあつては、農政部長及び林務部長）、水産部長（水産部を置く地方振興局に限る。）、土木部長（土木事務所を置く地方振興局にあつては、土木部長又は土木事務所長）及び当該広域振興局等の所管区域内に所在する関係地方公所の長が出席して行う会議

（準用規定等）

第17条 第12条、第13条及び第14条第2項から第5項までの規定は、広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長が指名競争入札に付する場合の参加者の指名、最低価格入札者以外の者を落札者とするのできる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について、第13条並びに第14条第2項第2号から第4号まで及び第3項から第5項までの規定は、広域振興局の副局長若しくは総合支局長若しくは地方振興局長又は広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長若しくは地方振興局企画総務部長が条件付一般競争入札に付する場合の最低価格入札者以外の者を落札者とするのできる場合の基準の作成及び地方競争入札審

<p>2 地方振興局長及び地方振興局企画総務部長は、指名競争入札の参加者を指名する場合において当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、所管区域外の資格者も指名競争入札に参加できるように配慮しなければならない。</p>	<p>議会について準用する。この場合において、第14条第2項から第5項までの規定中「競争入札審議会」とあるのは、「地方競争入札審議会」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>広域振興局の副局長及び総合支局長並びに地方振興局長並びに広域振興局の総務部長及び総合支局地域支援部長並びに</u>地方振興局企画総務部長は、指名競争入札の参加者を指名する場合において当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、所管区域外の資格者も指名競争入札に参加できるように配慮しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。